

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：高森町草部地区指定棚田地域振興協議会

- 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項
(棚田等の名称及び範囲)
草部棚田、芹口棚田、菅山棚田、下切棚田、大切畑棚田、永野原棚田

範囲については、別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・ 6 棚田において、畦畔及び法面の管理を適切に行う。
- ・ 6 棚田において、農道及び水路の管理を適切に行う。

○生産性・付加価値の向上

- ・ 菅山棚田において、現在個別農家毎に行っている、育苗に必要な床土の運搬や播種に係る農作業の共同化を、令和6年度までに全棚田面積の50%にて行う。
- ・ 下切棚田において、令和6年度までに地域で機械利用組合を設立し、機械の共同利用化を行う。共同取組面積を30%以上とする。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○良好な景観の形成

- ・ 菅山棚田において、地域の婦人会や老人会と共同で令和6年度までに景観作物(彼岸花等の花木)を1,000本植栽する。
- ・ 下切棚田において、令和6年度までに景観作物(彼岸花等の花木)を700本植栽する。

○自然環境の保全・活用

- ・ 6 棚田において、周辺林地の除草作業を年2回行う。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 6 棚田地域において、令和 6 年度までに、援農ボランティアを 3 0 名確保し、関係人口の創出・拡大に取り組む。
- ・ 下切棚田において、年 1 回実施する農村交流イベント内容の拡充に取り組む。新たに蛍鑑賞会を行い、都市部との継続的な交流活動の場の設置に寄与する。

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・ 菅山棚田において、来訪者案内のため、令和 6 年度までに棚田周辺に案内看板を 3 基以上設置する。

3 計画期間

認定の月から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・ 6 棚田において、各協定参加者が水田の畦畔及び法面の草刈りや維持管理作業を適切に行う。
- ・ 6 棚田において、各協定参加者が受益対象となる農道（牧道）や水路周辺の草刈りや泥上げを定期的に行い、保全管理を徹底する。

○生産性・付加価値の向上

- ・ 菅山棚田において、現在育苗に必要な床土の運搬や播種作業を個別農家毎に行っているが、品質に差が出るほか、集落内の高齢化が進む中で作業が困難な農家も出て来たことから、新たに播種に係る農作業の共同化を行うことで、水温等の管理や品質の統一化を図り、健全な稲苗を生成する。農作業の共同化を行う面積は、全棚田面積の 5 0 % とする。
- ・ 下切棚田において、地域で機械利用組合を設立し、地域既存機械等を登録管理し、共同利用化を実施する。管内水田面積の 3 0 % 以上を作業管理する。

棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○良好な景観の形成

- ・ 菅山棚田において、集落機能の強化を図るために協定参加者や地域

の婦人会や老人会といった非農家の地域住民等による協働作業及び良好な景観の維持・保全を図るため、水田の畦畔を主に景観作物(彼岸花等の花木)を1,000本植栽する。

- ・下切棚田において協定参加者や非農家の地域住民等による協働作業の促進及び良好な景観の維持・保全を図るため、水田の畦畔を主に景観作物(彼岸花等の花木)を700本植栽する。

○自然環境の保全・活用

- ・6棚田において、稲作や野菜づくりに係る鳥獣被害防止の観点から、イノシシ等の有害獣との緩衝地帯の維持・確保を徹底することを目的に、周辺林地の除草作業を年2回行う。

棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・6棚田地域において、令和6年度までに、田植えや稲刈りなどの営農活動に係る援農ボランティアをJAや役場等の農業関係団体の協力を得ながら30名確保するとともに、各棚田の地域(観光)資源を広く紹介することで、関係人口の創出・拡大に取り組む。
- ・下切棚田において、棚田地域の農業を紹介し、都市部との交流を目的とした農村交流体験イベントを年1回実施するとともに、新たに蛍の鑑賞会を実施し、棚田の価値の維持に努める。

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・菅山棚田においては、伝えたい阿蘇の農業遺産資源にも認定されるなど、観光資源としての魅力を有し、来訪者も多数訪れるが、奥まった場所に位置し、誘導が無いため、道に迷われる方も多く発生している。観光案内板を令和6年度までに3基以上設置し、棚田への来訪者への誘導に資する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

高森町区草部地区指定棚田地域振興協議会は、高森町及び中山間地域等直接支払事業に取り組む各集落協定により構成する。なお、参加者の名称又は氏名については、別紙のとおりとする。